

箱出し調剤とそれを取り巻く医療制度に関する諸外国と我が国の比較

○峰岸 孝光¹、元尾 佳正²、三浦 敏秀³

高橋 喜隆⁴、井黒ひとみ⁵、竹内 大悟⁶

中西 憲幸⁶、土橋 朗⁷

¹薬樹(株)

²海津医師会病院

³ファーマクラスター(株)

⁴(株)フロンティアファーマシー

⁵日医工(株)

⁶(社)ソーシャルユニバーシティ

⁷東京薬科大学

【目的】我が国では実施されていない箱出し調剤の諸外国における実施状況を調査し、地域薬局の業務を検討する。

【方法】諸外国における調剤方法を書籍や文献等で調査し、医薬分業の歴史・医療制度・求められている薬局実務の観点から考察した。

【結果】各国の医薬分業の歴史は、(1)医療費適正化、(2)医師と薬剤師の機能分化に大別された。(1)の分業を行った韓国などにおける保険制度は我が国と同じく国民皆保険制度であり、(2)の分業を行ったイギリス、ドイツ、フランス、米国等では福祉制度と公的保険・民間保険の組み合わせであった。

(1)の国々ではPTPを適宜分割し交付する計数調剤を行っており、また患者ごと服用支援のため分包などを行うことも多く、調剤が複雑化し時間を割かれている。(2)の国々では箱出し調剤が主流であった。加えて(2)の国々ではシンプルな調剤方法の導入、情報提供の統一と工夫により、「臨床判断」と「薬剤供給」の役割を分け、薬剤師を単純業務から解放している。その結果、例えばイギリスでは、薬局薬剤師は患者の医薬品使用状況をGPに報告するサービス(MUR)、要処方箋薬を必要に応じて患者に投与(PGD)、予防接種、禁煙指導などに携わっている。

【考察】計数調剤を行っている国々は国民皆保険制度という背景のもと、薬価差益に起因する多剤投与、医薬品の乱用といった問題があり、これらを解決するために医療費適正化という観点から治療において適切な薬剤、日数を交付するために計数調剤という概念が生まれたと考えられる。一方、箱出し調剤を行っている国々では福祉、公的・民間保険を組み合わせ、患者への保障内容が異なる中で提供する医薬品の品質保証の観点から箱出し調剤を行うようになったものと考えられる。そのため調剤業務が簡素化され、薬剤師は薬の専門職として患者の薬学的管理に重点を置ける環境が整い、多様な職能を発揮する機会に充てられたと考えられる。